

予定建築物以外の建築等許可申請(法第42条)

	添付書類	説明	備考	チェック
1	委任状		本人申請不要	
2	理由書			
3	全部事項証明書(土地)	申請時以前6ヶ月以内		
4	開発区域位置図			
5	公図の写し	正本には法務局発行の原本を添付		
6	土地利用計画図	開発許可通知書に添付されているものの写し		
7	求積図			
8	予定建築物等の配置図			
9	排水施設平面図			
10	排水施設構造図			
11	雨水・汚水流量計算書			
12	給水施設平面図			
13	排水放流許可書等			
14	開発行為完了後又は建築後の経過年数が分かる書類	建築後5年以上又は20年経過を示すもの	開発行為に関する工事検査済証、全部事項証明書(建物)、家屋所在証明書等	
15	規則で定める「やむを得ない理由」に該当することが分かる書類	一般住宅の建築等で建築後の経過年数が5年以上20年未満の場合に必要	日高市土地計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例施行規則第7条	
16	その他必要とする書類			

※日高市都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例施行規則第7条
(条例第5条第7号の規則で定めるやむを得ない理由)

第7条 条例第5条第7号の規則で定めるやむを得ない理由は、次に掲げるものとする。

- (1) 生活の困窮その他の生活環境の著しい変化のため、その住居の移転を余儀なくされたこと。
- (2) 死亡し、又は行方不明となったこと。